

地域力創造 有識者会議 資料

(平成20年11月4日(火) 三田共用会議所)

2 総務省の主な

地域力創造関連施策

- ・自ら考え自ら行う地域づくり事業
(ふるさと創生関連施策)
- ・地域総合整備事業債
- ・地域活性化事業債
- ・定住自立圏構想
- ・頑張る地方応援プログラム
- ・地域人材活性化事業
- ・過疎対策
- ・子ども農山漁村交流プロジェクト
- ・都市から地方への移住・交流の促進
- ・地域づくり総務大臣表彰

1 地域力創造有識者会議設置の経緯

- ・地域力創造に向けた組織体制
- ・「地域力創造」に向けた基本的考え方
- ・「地域力創造有識者会議」参考資料

3 各省庁・地方公共団体等の関連する取組 (主なもの)

- ・地域活性化統合本部地方再生戦略
- ・株式会社 地域力再生機構法案
- ・農林水産省 農山漁村地域力発掘
- ・経済産業省 地域力連携拠点事業
- ・北海道 地域カステップアップ事業
- ・京都府 地域力再生プロジェクト支援事業
- ・島根県 地域力醸成プログラム
- ・(財)地域活性化センターの施策

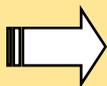
1 地域力創造有識者会議設置の経緯

「地域力創造」に向けた取組の基本的考え方（当面）

人口減少社会の到来、地方分権改革の進展など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方自治体・住民・企業等の協働により「地域力」を高める取組を支援する施策を一体的に展開。

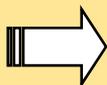
地域を取り巻く環境の変化と課題

- ・ 少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来
- ・ 地方分権改革の進展



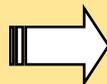
- ・ 安定した経済成長を持続していくため、各地方が主体性を発揮して地域活性化施策を展開できる環境を整備することが課題

- ・ 国・地方を通じた厳しい財政状況により、財政出動を主体とした従来型の地域活性化施策の限界



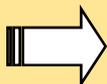
- ・ 人材育成やノウハウ蓄積など、地域の内発力を高める取組を伸長していくことが課題

- ・ 都市・地方の地域格差の拡大
- ・ 引き続き東京への一極集中



- ・ 地域格差を是正し、都市と地方が共生できるよう、地方が自立して地域経営を担える環境を整備することが課題

- ・ 少子高齢化・家族形態の個人化等による地域コミュニティの脆弱化
- ・ 地域の課題への住民等の関心や意識の高まり



- ・ 地域の課題解決に向けて、地方自治体が住民、コミュニティ組織等と協働して取り組んでいくことが課題

地域力創造グループを設置し、一体的に施策展開

展開する主な施策

①定住自立圏構想の推進

- ・ 中心市と周辺市町村が協定により役割分担することにより、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、人口の流出を食い止める方策を検討、推進

②頑張る地方応援プログラム

- ・ 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置

③地域人材力活性化事業

- ・ 先進市町村等で活躍している人材を登録し、地域活性化に取り組む市町村に派遣
- ・ 市町村のニーズに応じて総務省職員を派遣

④条件不利地域の振興

- ・ 過疎地域等の自立促進や、医師不足・デジタルディバイド等の解消に向けた自治体支援

⑤地域コミュニティの再生、地域間交流の促進

- ・ 地域コミュニティの連携の場づくりや「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の展開
- ・ 都市から地方への移住交流促進

地域力創造に関する有識者会議について

1 背景・目的

人口減少社会の到来、地方分権改革の進展など、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、地方自治体・住民・企業等の協働により「地域力」を高める取組を支援する施策を進める必要がある。

「地域力」という言葉は様々な意味合いがあるため、総務大臣主催の有識者会議を開催し、「地域力を高めていくためにどのようなことが必要か」、「総務省が今後力を入れるべき地域力創造施策等」について検討する。

2 検討内容

・「地域力」、「地域力を高めるための施策」とは何か ・今後の地域力創造施策の方向性・地域力創造施策に係る各省庁連携 等

3 今後のスケジュール

年度内に3～4回開催予定。3月に一定のとりまとめ。平成21年度も開催。

4 メンバー

委員名	所属
月尾 嘉男（座長）	東京大学名誉教授
あん・まくどなるど	国連大学高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長
飯盛 義徳	慶應義塾大学総合政策学部准教授
江尻 京子	特定非営利活動法人東京・多摩リサイクル市民連邦事務局長
小田切 徳美	明治大学農学部教授
小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
杉沢 正子	特定非営利法人かぞ市民ネット理事長
堂垣 彰久	NHK「ご近所の底力」チーフ・プロデューサー
名和田 是彦	法政大学法学部教授
西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター教授

2 総務省の主な地域力創造関連施策

1 経緯

「ふるさと創生」は、昭和62年に発足した竹下内閣において打ち出された施策。

東京への一極集中が進み、地域格差が拡大し続けている状況の下、地域の活性化を図り、多極分散型国土の形成を進めるとともに、様々なレベルの地域を、人々が豊かで誇りを持って自らの活動を展開することができる「ふるさと」として創生することが、国土の均衡ある発展を図る観点と、地方自治の健全な発展を図る観点から極めて重要であるとの認識のもと施策を展開。

2 概要

「地方が知恵を出し、中央が支援する」という、これまでと異なった発想に基づいて、市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するため、「自ら考え自ら行う地域づくり」事業として、全国の市町村に対し、一律1億円を交付税措置(昭和63年度2千万円+平成元年度8千万円)。(都道府県に対しても市町村が実施する事業を支援するための広報・普及経費として、標準団体当たり1億円を交付税措置)

【主なふるさと創生事業】

1 健康づくり、スポーツレクリエーション関連施設の整備

広域的な陸上競技場、体育館などスポーツゾーンの整備や、温泉を活用した保健・休養施設、オートキャンプ場の整備など……

2 都市基盤、快適な環境整備

シンボルロード整備や、街や景観地の修景美化、駅前広場の整備など……

3 学習、文化施設、歴史的伝統文化の保存

文化会館、生涯学習センター歴史公園の整備など……

4 産業基盤、交流情報ネットワーク施設、観光施設

公立の試験研究機関と有機的に連携した産業情報交流拠点づくりや、光ファイバーを活用した情報ネットワークシステムなど……

1 経緯

昭和62年度の「ふるさと創生1億円事業」を契機にして、地域の活性化を図ることが重要との認識のもと、昭和63年度には、地域総合整備事業債「ふるさとづくり特別対策事業」を創設した。

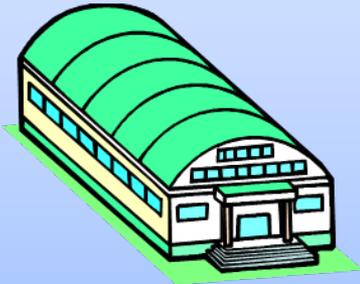
2 概要

地域総合整備事業債は、一般会計債のうち一般単独事業の一項目として地方債計画に計上されてきた。具体的には、まちづくり特別事業、ふるさとづくり特別対策事業、防災まちづくり事業、リーディング・プロジェクト事業などの大型の単独事業に充てられた。交付税措置は2つあり、1つは当該事業年度に事業費の一定割合（例えば15%）が事業費補正で増額されるもの。もう1つは、元利償還に要する経費について、後年度に財政力に応じてその30%~50%が基準財政需要に参入される。

地域総合整備事業債は、平成13年度までの措置。

【主な事業】

体育館、総合運動場、総合文化センター、公園、歴史文化伝承館、コミュニティ広場、研修センター、コンサートホール、地域の各種基盤整備……



1 経緯

地域総合整備事業債の廃止後。平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示された重点7分野に係る地域の基盤整備事業を対象とする地域活性化事業を平成14年度に創設。

2 概要

地域の活性化に向けた循環型社会の形成、少子高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興及び共同型ICT社会の実現を図ることが喫緊の政策課題となっていることを踏まえ、地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための取組みを支援するために地方財政措置を講じている。

○地域活性化事業債の充当 充当率75%(交付税算入率30%)

(特に推進するものは、さらに財対債15%の充当(交付税算入率50%)) ○いわゆる「ハコ物」については原則対象除外

【対象事業】

○循環型社会形成事業

・自然再生・地球温暖化対策事業
(低公害車導入、太陽光発電、バイオマス施設 等)

○都市再生事業

(街区公園、電線類地中化、駐輪場 等)

○少子高齢化対策事業

(公共施設のバリアフリー化、子育て支援センター、
NPOサポートセンター 等)

○地域情報通信基盤整備事業

(地域公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等)

○地域資源活用促進事業

・地域経済新生事業、科学技術振興事業、地域を支える人づくり事業、地域文化・スポーツ施設
活用促進事業、地域文化財・歴史的遺産活用事業、集落再編整備事業

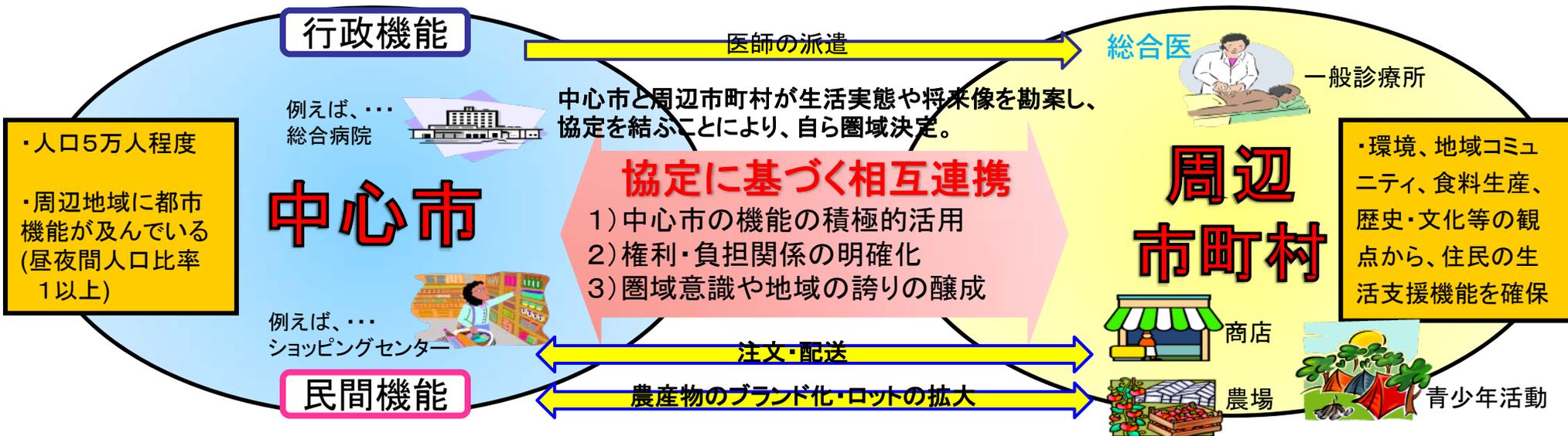
定住自立圏構想の背景とねらい

大都市圏への人口偏在

	1975年	2005年	2035年
三大都市圏	約5323万人 (+1095万人)	約6418万人 (▲530万人)	約5888万人
地方圏	約5871万人 (大幅増 +487万人)	約6358万人 (大幅減 ▲1178万人)	約5180万人

「集約とネットワーク」の考え方のもと、中心市と周辺市町村が相互に連携

- 圏域全体で役割を分担しながら生活機能を整備し、圏域全体の活性化を図るという考え方を基本に。
- 中心市は、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流。
- 周辺市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの役割。



定住自立圏構想の取組状況

◎定住自立圏構想研究会(座長:佐々木毅 学習院大学教授)報告書 (平成20年5月)

◎地域活性化統合本部のもと、各府省が連携して本構想を推進

経済財政改革の基本方針2008 (6月27日)

- ・定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。

安心実現のための緊急総合対策 (8月29日)

- ・「地方再生戦略」、「定住自立圏構想」等の推進

◎総務省の取組

- 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置(7月4日)
- 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を開催予定
 - ・ 座長:佐々木毅 学習院大学教授
 - ・ 研究会構成員であった有識者に加えて、関係各省(厚労省、農水省、国交省、経産省)も参加
- 先行実施団体の募集 ⇒ 中心市20市(18圏域)などを決定(10月末)

◎年末を目途に制度の骨格を固め、地財措置や各府省施策など支援施策を取りまとめ

(参考)H21予算概算要求例

- ・ICT基盤整備によるデジタル・ディバイド是正(定住自立圏におけるブロードバンド網(FTTH、ケーブルテレビ、ADSL、衛星等)整備等の支援)
- ・定住自立圏形成に向けた地域経営活動の支援(農産品直売等の支援)
- ・定住自立圏構想に係る課題分析、アンケート調査等

先行実施団体（中心市）の状況

全20市（18圏域）

★ ……先行実施団体

※遅くとも平成21年度内に定住
自立圏の協定の締結を目指す
団体



頑張る地方応援プログラムの概要

H19~

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる。

交付税措置額
3,000億円程度
(A) + (B) + (C)

プロジェクトに対する支援

市町村事業への交付税措置

単年度3千万円×3年間
500億円(A)

補助事業の優先採択

情報通信、都市農村交流、
中小企業支援、観光振興等
(総務省、農水省、経産省、国交省、
文科省、厚労省、環境省)

企業立地促進策の支援

企業誘致のための減税措置
に対する減収補てん等
300億円(B)

地方自治体

プロジェクトの策定

- ・具体的な成果目標を掲げたプロジェクトを策定し、住民に公表
- ・総務省ホームページに一覧にして公表

<プロジェクト例>

- ・地域経営改革
- ・地場産品発掘・ブランド化
- ・少子化対策
- ・企業立地促進
- ・定住促進
- ・観光振興・交流
- ・まちなか再生
- ・若者自立支援
- ・安心・安全なまちづくり
- ・環境保全

頑張りの成果を交付税に反映

2,200億円(C)

以下の成果指標が全国平均以上に向上した地方自治体に割増

<成果指標>

行政改革	転入者人口
農業産出額	小売業商品販売額
製造品出荷額	若年者就業率
事業所数	ごみ処理量
出生率	

○条件不利地域に配慮

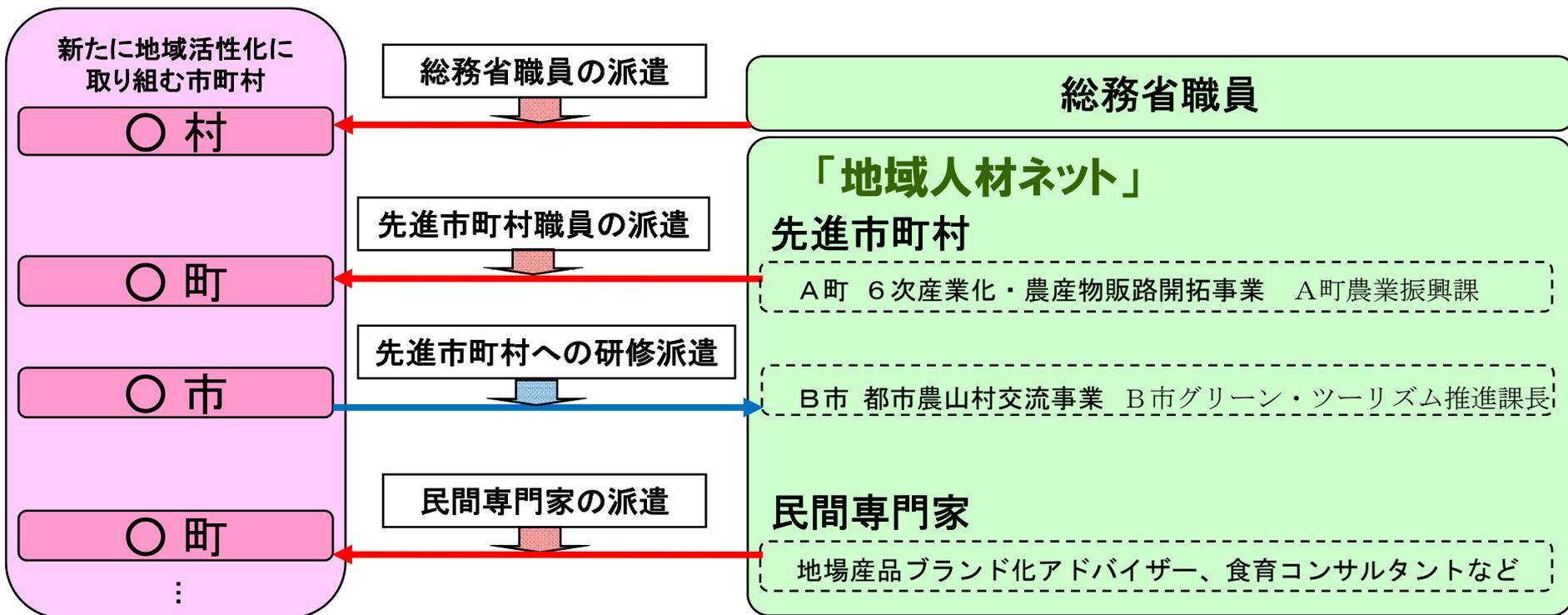
- ・「大都市」、「一般市」、「町村」のグループごとに比較
- ・全国平均以上に歳出を削減している過疎地域等の市町村に、さらなる割増

地域人材力活性化事業の概要

H20～

地方自治体の多様なニーズに応じて、人材を紹介・派遣するなど、地域を支える人材の育成・活性化を支援。

- ア 市町村のニーズに応じて、**総務省職員を派遣**（平成20年度に10名を予定）。
- イ 先進市町村で活躍している職員や民間専門家を、データベース（「**地域人材ネット**」）に登録（平成20年7月現在99名）し、他市町村に紹介。
- ウ 新たに地域活性化に取り組む市町村に対し、モデル的に以下の支援を実施（平成20年度11市町村）。
 - ・ 「地域人材ネット」に登録された人材を、「**地域力創造アドバイザー**」として派遣
 - ・ 新たに地域活性化に取り組む市町村から先進市町村への研修派遣



過疎対策について

過疎対策の概要

【根拠法律】

○ 過疎地域自立促進特別措置法（10年間の時限立法）

※平成22年3月末に期限切れ

【法の目的】

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

【過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H20.7.1)	732	1,787	41.0%
人口(平17国調:万人)	1,073	12,777	8.4%
面積(平17国調:km ²)	204,529	377,915	54.1%

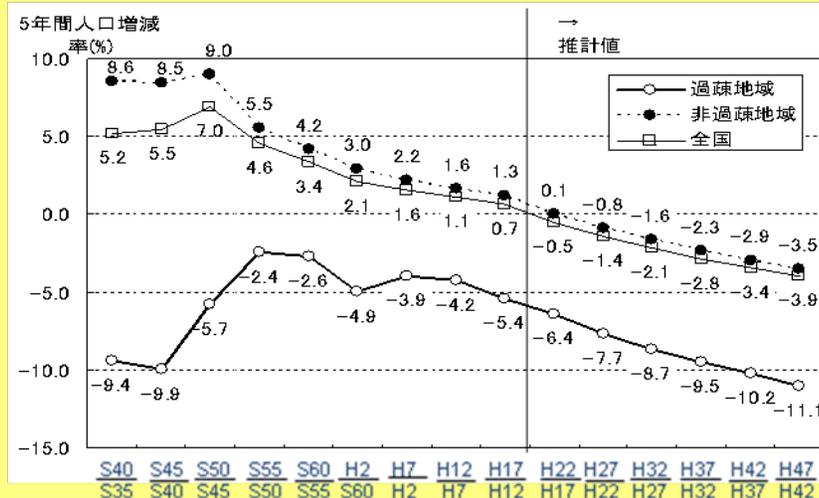
【主な支援措置】

- 1 過疎対策事業債 : H20計画額2,720億円
元利償還7割を交付税措置
- 2 都道府県代行制度 : 基幹道路、公共下水道(基幹管渠等)
- 3 国庫補助金(補助率のかさ上げ等)
- 4 金融措置 : 政府系金融機関等からの低利貸付け
- 5 税制特例措置 : 所得税・法人税の減価償却の特例等
- 6 地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

現行の過疎法の期限切れを控え、時代に対応した新たな過疎対策について検討。

- 昭和45年以来、時代の要請に対応しながら、四次にわたり議員立法として過疎法が制定され、上水道・下水道、道路といった公共施設の整備などに一定の成果。
- 引き続き人口減少と高齢化の進展、身近な「足」(生活交通)の不足、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題など、過疎地域には多くの課題が残されている。
- 総務省においては、有識者からなる「過疎問題懇談会」等において、時代に対応した新たな過疎対策について検討中。

全国、過疎地域、非過疎地域の5年間人口増減率の推移



子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

H20～

5年後に全国の小学校において1学年(約120万人)規模での活動実施を目標

農林水産省

- 子どもたち1学年単位で受入が可能な地域づくりを全国的に拡大
 - ・モデル地域(40地域)を核とした受入地域の整備に向けた総合的な支援
 - ・受入地域情報等の情報提供・受入推進体制の整備等
- 【広域連携共生・対流等対策交付金(拡充) 973百万円の内数】
【農山漁村地域力発掘支援モデル事業(新規) 1,110百万円 など】

環境省
協力・支援

※ 主な関連事業を記載。
金額は平成20年度予算

受入地域の整備の推進に向けた連携

支援(モデル地区の整備支援、情報提供等)

農山漁村

支援(情報提供等)

1週間程度の宿泊体験
全ての小学校で活動することを目標

推進

全国推進協議会

都道府県推進協議会

活動推進に向けて基本方針等を検討

宿泊体験活動の送り側、受入側の連絡調整(モデル連携)

小学校

支援(情報提供等)

支援(活動支援・情報提供等)

総務省

- 地域の活力を創造する観点等から、長期宿泊体験活動の推進に向けた取組に対して支援
 - ・受入地域のコミュニティ、市町村、都道府県等に対する支援(情報提供等)、気運醸成等
 - ・地方独自の取り組みへの積極的な支援
- 【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進等事業(新規) 17百万円】

文部科学省

- 豊かな人間性や社会性の育成に向け、小学校等における長期宿泊体験活動の取組を推進
 - ・長期宿泊体験活動を実施する小学校等に対する支援(活動支援・情報提供等)
 - ・体験活動を推進するための課題等を検討
- 【豊かな体験活動推進事業のうち農山漁村におけるふるさと生活体験推進校(新規) 972百万円】

連携

都市から地方への移住・交流の促進

H19～

人口減少や高齢化等が進む地域の活性化を図るとともに、地方での生活を望む都市住民のニーズに対応するため、空き家活用等によるU・Iターン者対策、集落の活性化、官民連携による移住・交流の受入体制の整備等を推進する。

空き家活用等によるU・Iターン者の受け入れ

<背景>

- ・ U・Iターン対策上、既存ストック(空き家)の有効活用が効果的
- ・ 景観上、防災・防犯上も、空き家対策が必要
(空き家の推定戸数(H15):673万戸)



<対応>

- 集落再編整備事業費補助金のうち
定住促進空き家活用事業(平成19年度～)により支援

<支援措置の概要>

- ・ 空き家3戸以上を、取得、又は一定期間借り受けて改修する場合、その改修費用の1/2を補助
- ※平成20年度に要件を緩和
(空き家戸数要件 5戸→3戸、借り受け改修も対象に追加)

過疎地域等自立活性化推進事業

- ◎ U・Iターン者対策、集落の活性化など過疎地域における喫緊の諸課題に対応するため過疎地域市町村等又は都道府県が実施する事業に対し支援。

<補助対象事業(例)>

- ・ 空き家を活用したU・Iターン者対策(空き家バンクの運営等)
- ・ 集落の活性化対策
- ・ 地域内交通対策 等

都市から地方への移住・交流の促進に関する調査

- ◎ 地域の活性化を図るとともに、都市住民のニーズに的確に対応するため、福井、和歌山、熊本の3地域をモデル地域として、以下に掲げる事項について実証実験を行い、移住・交流の受入システムを構築。

(<http://www.otameshi-life.jp>)

- ・ 効果的なプロモーション手法の検証
- ・ 地域コンシェルジュの効果的な運営の検証
- ・ 各モデル地域のテーマの検証

移住・交流推進機構(JOIN)との連携

企業や自治体を中心となり、全国的な移住・交流の推進組織を設置し、ポータルサイトの運営や受入体制支援事業、新ビジネス創造事業などを実施。これらと連携を図りながら、移住・交流の促進を図る。

景観上・防災防犯上も問題

U・Iターン者の受皿として、有効活用

- ・ 受入住宅への改修
- ・ 空き家バンク(登録紹介事業)等

放置された空き家



1 経緯

全国各地で、それぞれの地域をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、地域づくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から実施している。(平成19年度で25回目)

2 概要

表彰団体は、いずれも都道府県推薦団体及び地域づくり懇談会委員推薦団体から選定し、「地域づくり懇談会(千葉商科大学 島田晴雄座長)」の意見を踏まえ、総務大臣が決定。

(審査基準)

先進性・独自性(他の規範となる先進的な取組、ユニークさ、創意工夫、地域独自の歴史的・地理的・社会的特性を活かした取組等)
継続性(活動の継続、効果や実績の定着 等)、発展性(規模の拡大や内容の多様化、他地域への波及 等)、自主性(自主的・主体的な取組 等)、協働性・連携性(住民と行政の協働、住民との連携、国や県との連携 等)、効果(住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出、新たな地域文化の創造、住民の知名度やイメージの向上等)

【総務大臣表彰優良事例】

○島根県海士町(平成19年度地域づくり総務大臣表彰大賞)

財政が悪化し、町全体が危機感を抱くこととなるなか、「島の未来は自ら築く」という信念のもと、生き残るための覚悟と①単独町制の選択、②守りと攻めの両面作戦という二つの戦略を打ち出し、徹底した行財政改革を行うとともに、新たな産業の創出を強力に推進している。

○とらまる人形劇カーニバル実行委員会(香川県東かがわ市)(平成14年度地域づくり総務大臣表彰)

とらまる人形カーニバルは、人形劇の楽しさを全国に紹介する、西日本では最大規模のイベントとして定着、イベント会場以外でも楽しめるようにと地元の企業や商店会などが協力し、地域ぐるみのイベントとして「人形のまち」をPRしている。20年以上の人形劇のカーニバル開催により、人形劇は地域に根付き、平成19年度のイベントには約8000人が集まる大イベントとなっている。

3 各省庁・地方公共団体等の関連する取組 (主なもの)

地域活性化統合本部関係 地方再生戦略の概要

1 基本理念

- 地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化することが必要。
- 人口減少時代に突入した我が国において、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続することにより、「希望と安心の国づくり」を実現。

※地域活性化統合事務局とは

地域活性化関係の4本部(都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部)は、地域から見て分かりやすく、より効果的な取組を実施するため、平成19年10月9日の閣議決定により、特段の事情がない限り合同で開催することとし、これを「地域活性化統合本部会合」と称することとした。また、地域の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制をつくり、有機的総合的に政策を実施していくため、4本部の事務局を統合し、「地域活性化統合事務局」を新たに設置した。

2 地方再生5原則

○ 「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。

○ 「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る計画を集中的に支援。

○ 「共生」の原則

地方と都市がヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援。

○ 「統合性」の原則

国の支援は、各省の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援。

○ 「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時等の評価は、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施。

【地方再生の総合的推進】

- 1 地域の声に応える相談窓口の一元化、
- 2 政府一体となった総合的な支援の推進、
- 3 地方の課題に応じた地方再生の取組

政府一体となった地域活性化の取組

これまでの取組

【都市再生】

H13. 5 都市再生本部設置
H14. 6 都市再生特別措置法施行

- 都市再生プロジェクトの推進
- 民間都市開発投資の促進
- 全国都市再生の推進

【構造改革特区】

H14. 7 構造改革特区推進本部設置
H14. 12 構造改革特別区域法施行

構造改革特区計画の認定により、地域の特性に応じた規制の特例措置を推進

【地域再生】

H15. 10 地域再生本部設置
H17. 4 地域再生法施行

地域の自主的・自立的な取組みを国が地域再生計画を認定し、交付金等により支援

【中心市街地活性化】

H18. 8 中心市街地活性化本部設置
H18. 8 改正中心市街地の活性化に関する法律等を施行

中心市街地活性化計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

地域活性化統合本部会合

地域活性化統合事務局

(H19・10)

政府一体となった総合支援の実施

★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組

省庁横断・施策横断による支援

全国8ブロックに「地方連絡室」を設置

「地方の元気再生事業」の創設
(H20～)

予めメニューを定めず、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から国が包括的に支援。5/1～16募集し、7月11日に120事業を選定。

★ 都市と暮らしの発展プラン
H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

「環境モデル都市」の選定・支援(H20～)

低炭素社会への転換を進め、国際社会を先導することを目的に環境モデル都市を、4/11～5/21募集。7月22日に環境モデル都市6団体、環境モデル候補都市7団体を、それぞれ選定。

◎地域活性化統合事務局

(内閣官房)

事務局長

事務局長代理

次長4名、参事官11名

108名

(内訳) 国家公務員 68名
地方公務員 30名
民間企業等 10名

○法律に基づき、都市再生、構造改革特区、地域再生、中心市街地の活性化に関する事務を実施

○8ブロックの地域担当として、地域からの相談に対して、一元的に対応

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

1 背景

日本経済の重要課題は、地域経済の建て直しであり、地域経済を支える中規模企業や第3セクターの事業再生・活性化が急務である。そうした中、国・金融機関、地方公共団体等が連携して、期限を切って、人材・資金・事業構築の一体的な再生・活性化に集中的に取り組むことが重要。

2 対策

- 地域力再生機構は、地域の中規模企業や3セクの事業再生を支援するとともに、それに関連する面的再生に向けた取組を行う。

(事業再生支援の進め方)

- ①中立・公正な立場で、対象企業の資産査定
- ②事業や財務を構築する「事業再生計画」の策定支援
- ③債権者等の利害関係者の調整(債権の放棄等)
- ④資金・人材面の支援等

- 機構のポイントー産業再生機構の実績を継承しつつ、地域特性と民間活力を活かす

- ・地域経済再生の先導的な成功事例の創出を目指す
- ・民間活力の活用、他施策との役割分担・連携を図る。
- ・地域金融機関、地方公共団体、地域産業界、国等の連携を確保
- ・独立性・中立性が高い組織とする。

【機構の概要】

<組織体制>

- 全国で一つに限り設立される株式会社(主務大臣認可)
- 「地域力再生委員会(外部有識者を含む意思決定機関)」を設置
- 設立から5年で業務完了

<国の支援等>

- 国、金融機関、都道府県による資本金の組成を予定
- 機構の資金の借入に係る政府保証
- 中小企業再生支援協議会や地域活性化策との連携

→ 現在継続審議法案となっている。

1 背景(目的)

農山漁村にある有形無形の地域資源と、それを活用し地域づくりを行う人材(地域協議会)を「地域力」として捉え、これを発掘し、その立ち上がりを支援することで持続可能で活力ある農山漁村の実現を目指す。

2 概要

市町村、NPO、地域住民等で構成される地域協議会が、地域資源を活用し、自ら作成したふるさとづくり計画に基づき行う新たな活動に対し、5年間毎年200万円を限度に助成する事業。

・平成20年度予算額11億1千万円

【具体的なスキーム・支援内容】

ステップ1 ふるさとづくり計画を作成

- ①地域のお宝(地域資源)は何か? そのお宝をどのように育てるか
- ②地域づくり(活動の種類・活動主体・人材)の現状はどうか
- ③それを活用し、持続的な活動を可能とするために何を目標とするかなどを地域協議会で話し合いふるさとづくり計画を作成

ステップ2 実践活動

ふるさとづくり計画に基づき、地域の力を結集して実践活動を行い、毎年その結果を自ら評価検証し、国に報告

ステップ3 持続可能ふるさとづくり計画を作成

事業の最終年(5年目)に、今後概ね5年間の活動計画(持続可能ふるさとづくり計画)を作成し、事業終了後5年間、その活動結果について国及び市町村に報告



ステップ1

ふるさとづくり計画策定費として、上限100万円/地区を助成(採択は初年度のみ)

ステップ2

活動費として、上限200万円/地区・年を5年間継続して助成

ステップ3

ステップ1、ステップ2の各段階で、必要に応じてアドバイザーの派遣や指導助言など側面的な支援

〈活動例〉

- 『農林漁業に関連した農山漁村の伝統文化の保全・復活等に向けた活動』
 - … 農山漁村の伝統的な祭り・芸能・行事・祭祀・匠の技の保全・復活、鎮守の森の保全、地域のお宝発掘調査等
- 『個性的で魅力ある地域固有の風景づくり等に向けた活動』
 - … 屋敷林や茅葺屋根など統一的なコンセプト(色合い・形状)による村づくり、やすらぎを与える水辺空間の創設等
- 『古民家等の農山漁村にある地域資源を活用した村おこしに向けた活動』
 - … 農家等の廃屋利用による宿泊受け入れ、地域の特産品開発・直売、農業体験交流活動等

1 背景(目的)

日本の強みである「つながり力」を更に強化することで中小企業の生産性を向上し、小規模企業等が直面する新たな経営課題に対応するための支援体制を整備するため、高度専門人材を国レベルで結集し、ネットワーク化を図るとともに先進的な経営支援等を実施する機関を支援拠点として全国300か所程度に設置し、小規模企業等に密着したきめの細かい支援を実施することを目的とする。

2 概要

- 商工会、商工会議所、中央会から金融機関、農協、NPO、民間企業に係る幅広い支援機関等を拠点の対象とすることで、地域における支援機関等の力を総動員したきめ細かい支援を行う。
- 複数の支援機関等が共同して事業を行うことにより、①「悩む中小企業」の課題をワンストップで支援する(年間10万件の経営相談に応じる)とともに、②支援機関間のつながり力を強化する。
- 拠点において、ITを積極的に活用することにより、客観的なデータに基づいた経営診断を正確・迅速に実施。
- 全国に散在する専門家や新現役等のデータベースをネットワーク化することにより、①優れた応援コーディネーターを各拠点に配置するとともに、②支援を求める中小企業と専門家をピンポイントでつなげる。
- 「悩む中小企業」に対して様々な支援施策等を最大限活用して、「悩む中小企業」が現在置かれた状況から成長に至るまでの一環した支援を実施。

・平成20年度予算額 52億円

【事業対象団体】

商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関(独法に限る)、中小企業を支援する公益法人等(都道府県中小企業支援センター含む)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学等、農業共同組合等、NPO、民間企業

※現在、全国で316機関が地域力連携拠点に採択され、取組が進められているところ

例 稚内商工会議所、山形大学、高知県中小企業団体中央会……

1 背景(目的)

地域力の定義を、行政、住民、NPO、企業など地域の多様な主体が協力し合いながら、身近な課題を解決したり、活性化を図るなど地域の価値を高める力としている。

その地域力で、少子高齢化・過疎化の急速な進行に伴う地域の担い手の不足への対応、人々のライフスタイルの多様化による公的サービスの範囲が拡大していることによる対応、NPOなど公的社会活動の活発化、行政主体による公的サービス提供の限界等に対応していくための対策を推進することを目的としている。

2 概要

1 「新しい公共」を基軸とした地域づくり展開プログラム」の策定

- (1) 庁内連携体制の整備(検討チームの設置)
- (2) アドバイザー会議の設置(NPO・町内会関係者、大学教授、市町村職員で構成)
- (3) 展開プログラムの策定(全道的な意識づくり、取組の推進・仕組みの整備など)

2 「地域課題の解決力」向上セミナーの開催

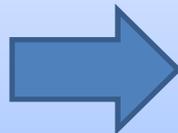
地域活動の実践や地域活性化の先進事例の紹介(講演)……

3 情報収集・発信による普及啓発

【関連施策】

地域力を高める施策の一つとして市町村を対象に

地域再生チャレンジ交付金
を実施し地域再生への意欲的な取組を支援する。



予算総額2億6千万円

交付率10/10

⇒市町村の客観的な状況(人口減少、完全失業率、少子化率等)に応じた採択

〈具体例〉 輝くびらとり推進プロジェクト(平成20年度採択)

- ・ 空き店舗を活用したギャラリー、リサイクルショップの開設
- ・ 地域の自然を活用したツーリズムの検討
- ・ 廃校を利用した研修施設の整備と移住コーディネーターの設置 など

1 背景(目的)

「地域力」を府民が互いの信頼と絆をもとに、協働して、自分たちの周囲の地域社会が直面している諸課題の解決に取り組んでいく力としている。

人と人がつながった温かい地域社会を築いていくには、「地域力」の再生が不可欠である。京都府では、市町村と協力して、府内各地において地域住民が主体的に参画する自主的で公共性のある活動を地域力再生プロジェクトとして推進する。

2 概要

○住民自治社会の新しいモデルを京都からつくるため5つの基本方針を策定

- ・活動主体間が対等で、水平型のパートナーシップを
- ・より多くの団体に開かれたオープンな場とすること
- ・いろいろな立場、考え方を持った人や団体が参加すること
- ・参加している人の関係づくり、信頼づくりに時間をかける
- ・社会、環境、経済を意識した総合的な対応策を模索

【関連施策】

地域住民が中心となった団体の活動(環境保全活動、子育て支援活動、防災・防犯活動等)を対象に**京都府地域力再生プロジェクト** **交付金**を実施し地域再生への意欲的な取組を支援する。



予算総額3億円

原則として3分の1以内

・ソフト事業200万円以内 ・ハード事業200万円以内

(交付条件)

- ①「地域性」を有していること
- ②「公共性」を有していること
- ③「自立性・持続性」を有していること
- ④「熱意・主体性」を有していること
- ⑤「新規・再興性」を有していること

1 背景(目的)

人づくりの拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ(＝地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に地域住民を巻き込んでいく仕組み)を、モデル公民館の具体的活動を通じて実証することにより、「地域力」の重要性について世論喚起することを目的とする。

2 概要

平成20年度予算額800万円(島根県公民館連絡協議会へ事業委託)

①モデル公民館の選定件数:20カ所程度(継続10カ所程度・新規10カ所程度)

②選定方法

- ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
- ・選定委員会は、市町村職員、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成……

③実施段階での支援

- ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
- ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成

④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信

- ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

【施策の考え方】

公民館活動＝地域の「ひと・もの・こと」
を結集するソフトウェア



目指すべき方向

- ①住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取組へ
- ②熱意ある住民等と公民館との接点を拡大し継続的な人材交流へ
- ③地域の課題が深く掘り下げられ、実効性のある取組へ

(財)地域活性化センターの施策について

背景(目的)

地域活性化センターは、活力あふれ個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、地域産業おこし等、地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的とし、全地方公共団体と民間企業・各種団体が一体となって、1985年(昭和60年)10月1日に設立された総務省(旧自治省)許可の財団法人。

【施策の概要】

1 情報の提供と調査・研究事業

- (1) 地域活性化事例の収集及び情報の提供
 - ・インターネットによる情報の提供
 - ・機関誌「地域づくり」
 - ・「各種事例集」等の発行...
- (2) 地域課題にかかるソリューションの提供
- (3) センター会員に対する情報提供



2 ひとづくり・研修交流事業

- (1) 地域づくりリーダーの育成
 - ・全国地域リーダー養成塾
- (2) 地域再生を担う人材育成の推進事業
 - ・地域再生実践塾 ・地域再生実践フォーラム
- (3) 地域づくりに関するフォーラムの開催
 - ・地域活性化フォーラム
- (4) 地域づくり団体に対する支援
 - ・地域づくり団体全国研修交流会
 - ・地域づくりコーディネーター研修会
 - ・地域づくり団体等の活動に対する助成

3 まちづくり・地域づくり支援事業

- (1) 地域おこし及び地域イベントの振興・支援
 - ・地域逸品発掘事業
 - ・ふるさとイベント大賞
 - ・日本橋イベントスペースの提供
 - ・有楽町「ふるさと情報プラザ」
地域プロモーション支援事業
 - ・各種イベントの後援・協賛
 - ・地域おこし研修会受託事業

(2) 地域づくり助成事業

- ・魅力ある商店街づくり助成事業
- ・活力ある地域づくり支援事業
 - (広域連携推進助成事業、活力ある商店街づくり助成事業、
地域資源活用助成事業)
- ・スポーツ拠点づくり推進事業
- ・公共スポーツ施設等活性化助成事業
- ・地域イベント助成事業...